

岩手県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、平成20年12月24日から平成21年1月28日まで関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名（工区名）	縦覧書類	縦覧場所
日頃市西地区（宿1工区、宿2工区、宿3工区、大森1工区、大森2工区、平山2工区、平山3工区、大野工区、鷹生1工区、鷹生2工区、鷹生3工区、鷹生4工区及び鷹生5工区）	当該決定に係る換地計画書の写し	大船渡市役所